

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《住吉区》

■日 時：平成29年1月19日(木) 18:30～20:33

■場 所：住吉区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会のほうを開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

吉田住吉区長でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます、副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明のほうがございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうより本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

ただいまご紹介いただきました副首都推進局の手向でございます。

きょうはですね、夜分の開催にもかかわらず、皆様お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

総合区・特別区に関する意見募集・説明会ということできょうは開催させていただきますが、吉村市長から後ほど、この説明会を開催するに至りました背景ですとか、今の大阪の改革の必要性といったことについてスライドを用いた説明がございます。私からは簡単に開催趣旨だけ申し上げたいと思います。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪をつくっていくということでそういった取り組みを進めておりますが、それにふさわしい行政機構というのはどういう形のもので大阪にとってふさわしいのか、それから市民の皆様にとってよいのかということ府と市が一体となって検討いたしますため、昨年4月に大阪府と大阪市の共同組織として私どものこの副首都推進局というのが発足しております。そこにおきまして、この大都市制度についても検討を進めてるところでございます。その中で、この検討を進めていく上で、やはり住民の皆様から直接ご意見、総合区あるいは特別区、その制度づくりに当たってのご意見をいただき、それを今後の制度づくりに反映したいというふうに考え、この説明会を開催するに至ったものでございます。本日の意見募集・説明会は、これは大阪府があくまで行政として開催するものでございます。今の段階で総合区・特別区どちらかの制度を選んでくださいといったり、どちらかの制度がすぐれてるといったことを説明するまでもございませ

んし、また、行政が行うという開催趣旨からして、後ほどの意見交換の場におきましては、開催目的にふさわしくないご発言、政治的な発言といったことについては、申しわけございませんがこの場ではお控えいただけるようお願いしたいと思います。なかなか説明は行政用語で難しいところがございますが、丁寧に説明してまいりますのできょうはどうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

(司会)

続きまして、吉田住吉区長よりご挨拶申し上げます。

(吉田住吉区長)

住吉区長の吉田康人でございます。皆様には、ご多用中のところご来場くださりまして、まことにありがとうございます。

主催者として一言ご挨拶申し上げます。

早速でございますが、区民の皆さんのニーズ、区民生活の実情に合った行政をスピーディーに行うためには、できるだけ身近なところで区政について実態を把握し、議論をし、そして決定することが必要です。そこで、大阪市はこれまで、現行の指定都市制度のもとでさまざまな区政改革を実現してまいりました。最も主要なものは区長、区役所への権限、財源の移譲でございます。教育、福祉、防災、地域交流などの機能をあわせ持つ区役所及びその区長の権限と財源を拡大してまいりました。区長への権限、財源を大きくしたからには、それをチェックする仕組みも強化しなければなりません。区政会議を初め区民参加により施策の立案や評価もしていただく議論の場の充実は、ここ住吉区でも特に力を入れてまいりました。

具体的な例を2つ申し上げます。

私が住吉区長になりました平成24年当時、皆様ご記憶でいらっしゃるでしょうか、この区ではご高齢者の悲しい孤立死が相次ぎました。そこで、区民の皆様方とともに住吉区独自に始めたのが孤立死ゼロ作戦でございます。その後、ご高齢者の見守り相談事業は24区役所でも始められることとなりましたが、住吉区では区役所独自の予算を投入いたしまして、地域福祉と地域防災等を一体とした地域見守り支援システムを構築しつつあります。このシステムは住吉区のような地域性がなければ実現はできません。地域活動協議会、民生委員、町会や自治会、社会福祉協議会、専門家の皆様方には本当に頭の下がる思いでございます。

もう一つの例は学校図書館です。学校図書館の活性化は私が30歳代のころから取り組んできたライフワークです。実は、この敷地の中にある住吉図書館は、24区にある地域図書館のうち最も多い貸し出し冊数を誇ります。こうした特性を背景に、区役所独自の予算で司書資格を持つ学校図書館司書の区内小中学校への配置を始めました。その後、学校図書館のまずは開館を目的に、市の教育委員会が補助員事業を24区役所で始めることになりました。住吉区では今、大阪市では唯一、区独自の学校図書館司書と補助員や図書館ボランティアの皆さんとで協力して学校図書館の活性化を前進させているところでございます。

以上、住吉区独自の取り組み例を申し上げますとおおり、行政機構のあり方は私たちの

身近な生活に直結をいたしております。総合区・特別区の双方とも、住民自治のさらなる拡充を目指す大都市制度です。どうか皆様には日常生活目線で耳を傾けていただければ幸いです。ありがとうございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、この後、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここままで約1時間程度を見込んでおります。

その後、皆様方から説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配布してと思っておりますけれども、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村でございます。

きょうは、本当にですね、1月のこの寒い時期に、そして平日の夜の遅い時間に、このように皆さんお集まりいただきまして本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。

きょうはですね、政治集会じゃありません。ですので、この制度をやってほしいとか、こっちを選んでほしいとか、そういうもんじゃないということをまずちょっとご理解いただきたいと思います。

私のほうからは、なぜこの大阪に改革が必要なのかと、何で今のままやったらあかんのというところ、そして、じゃどんな制度があるんですかということの概略を皆さんにお伝えしたいと思います。制度の細かなところは担当の職員、詳しいですから、担当の職員から皆様にお話しさせていただきます。

今回、制度ということでちょっとわかりづらいんですけど、できるだけわかりやすくご説明したいと思っております。個々の政策だったらわかりやすいんです。住吉区のここをどうしようかと、待機児童の問題どうするのと、高齢者の孤独死のこの問題どうするのと、そういうのは非常にわかりやすいんです。でも、制度というのは少しわかりにくいんですが、物すごく大事なんです。というのも、個々の一つ一つの政策というのは、この制度があって、そして制度がその政策を実行しますので、どんな制度になってるのというのは実は非常に皆さんの住民生活にとって大事なことになります。ですので、私が今、24区回って皆さんにこの新たな大都市の制度のあり方についてご説明してんのはそういうことなんです。これからの大阪を考えると本当に今のままでいいんでしょうかと。この大阪を豊かにしていくためにどうあるべきなのかというのが問題の僕は本質だと思っています。

続きまして、ちょっと振り返りです。

一昨年5月の17日です。このときですね、大阪に大都市制度を実現しようという

ことで、大阪市を5つの特別区に再編するいわゆる住民投票、これを実施しました。目的は2つ、大きくは2つです。1つは住民自治を拡充する、住民の皆さんの身近なところで決定できる仕組みをつくっていきましょうよというのが1つ。そしてもう一つが、大阪市と大阪府の二重行政について、それについて1つにしていこうよ。大阪市も大阪府も大きな大阪の成長戦略とかそういった広域的な事業をしてるんですけども、それを1つにして力強く進めていきましょうよという、この2つのことを実現するためにこの特別区を設置するという案を皆さんにご提案しました。結果は皆さんご承知のとおり、反対が70万票と、賛成が69万票と1万票の差、0.8ポイントの差ですけれども、反対のほうが多かったということで、このときの特別区の案ということはバツになりました。ですので今、具体的な特別区の案があるというわけではありません。

ただ、そんな中でも大阪の課題ということについては解決しなきゃいけないよねということで、私も、ここにいます松井知事も、一昨年11月、選挙において、この大阪の改革のために特別区を修正するものをもう一回やらせてほしいということをお訴えしたということでもあります。その後、知事も私も当選させていただいて今に至ってるという状況です。

何が問題なんですかということなんですけども、1つはですね、大阪の中で大きく超高齢化社会というのが進んでいっています。そしてもう一つ、東京一極集中がどんどん進んでる、大阪の低迷が激しくなってる、これに対してどうしていくべきなのかと。大阪というのはやはり東西二極の一極を担うような、副首都と言えるような、そんな大阪を実現していくべきじゃないか、これを目指していくべきじゃないかというのが私の価値観です。そして、じゃそのためにどうするのということなんですけども、1つは大阪の都市の再生、日本が成長する、そんな牽引力を持つ大阪にしていこうと。そのためには必要な都市機能を強化していきましょうと、大阪市と大阪府がそれぞれやってるそういった二重行政についても解消して、大阪というのが力強く物事を決定できる仕組みというのをつくっていかなくちゃいけないんじゃないかというのが一つの問題意識です。そしてもう一つ、高齢化が進んでる中、人口減少も進んでいきます。そんなときに、当然経済力、知事と一緒にいろんな、大阪をにぎやかにする、経済を活性化するという政策をやってます。それでどんどん財源とかパイを増やすということをやっています。ただ、いずれにしろパイというのは限られてる。天からお金は降ってきません。そしたら、その限られた財源、パイを、住民の皆さんに最適なサービスとして使っていくためにはどうすればいいか、それはやはり皆さんの身近なところで何をするかを決定できる仕組みというのが必要なんじゃないんですかと、いわゆる住民自治の拡充ということです。この2つが今の大阪に必要なんじゃないかというふうに思っております。

ここからはですね、これ人口の大きな動向です、これはですね、長い目で見てます。これ昭和40年からずっと見てます。1965年からですね、2040年まで長い時間軸で見たものです。ここが今現在です。このブルーが東京。この緑が愛知、愛知県。そして赤が大阪府です。これ人口がどう動くかというふうなものの傾向なんですけど、東京はこういうふうになっていって、下がりますが、それも緩やかですね。大阪は最初にぐっと上がってますが、やっぱり人口がとまると、高齢化が進んでいくということですね。それで下がっていく、人口の減というのが非常にカーブがきついということになります。愛知は下がりますが、

全体的に見るとこういうふうになっていく傾向です。如実なのがこの大阪市内です。このブルーが横浜です。このブルー、ずっと上がっていくという、こういった人口構造であり人口の動向です。大阪市の場合もともと非常に多かった、それが右肩に下がっていく、特にここから如実に下がっていくということが予測されています。名古屋は下がりますけど横ばいと。つまり大阪、特に大阪市内において高齢化、そして人口の減少が急激に進んでくる、そういったことが予測されています。

これは経済のシェアの割合です。全国における経済のシェアの割合。これ上が東京都。これほぼ横ばい。下が愛知県、神奈川県。大阪府について見ると、この当時10%ですけど、これはやはりずっと下がってきてる傾向にあります。如実なのがやはり大阪市内。これは長い時間軸で見たグラフです。これは名古屋、そしてこれが横浜です。片や大阪はぐっと右肩下がりになっていってる。これを上げていかなきゃいけないんですけども、大きな傾向でいくと大阪市というのは今こういう現状にあると、これまでこういう現状にあるということ。

大企業、資本金1億円以上の大企業はどうなってますか、増えてますか、減ってますかということなんですが、こちら東京都、神奈川県は増えてます。大阪府、マイナス259減ってる。こちらはですね、市町村で見た場合。東京23区、横浜市というのは増えてます。名古屋市はマイナス89。そして大阪市、これは如実なんですけどマイナス239ということで、大阪市内にある大企業がどんどんどんどん減っていったらというのもまた大きな傾向であります。

じゃ、大阪の全体の成長戦略、行政でどういうふうな状況になってんのということ。これはですね、青の色が濃いければ濃いほど事業所が集積してるという、そういうグラフです。これを見ますとですね、こちら大阪の南のほう、これ山合いです、こっちは北のほうです、こういったところは事業所がほとんどないですからこういった色が白くなってますけど、中心部に行くと非常に濃い青色になってます。これを見ると、この事業所というのが、いわゆる商業の集積というのが大阪市の枠を超えて外にどんどんどんどん広がっているというのが今の現状です。過去の歴史を見れば、大大阪と言われたように大阪市内を中心にして大阪は成長してきました。これはほかの都市と、横浜とかとはちょっと事情が違いますが、大阪市内がまさに中心になってこの大阪の成長というのは広がってきたんです。これは過去の歴史からも明らかです。ただ、それが現在は、かつては大阪市内で人口も含めてとどまっていたんですが、どんどんどんどんこれが外に広がってきてるというのが現在の状況なんです。つまり、この大阪市内だけで大阪の全体の経済成長、かつてはよかったけれども、今はそこでそれをやったからといって大阪の全体の経済成長に資するという状況じゃもはやなくなってきてると、これは時代の流れがまさにそんな状況に来てるということです。片や大阪府はですね、大阪市内域外のことについて、大阪市内は大阪市内域の中についてやるということで、つまり非常に狭い範囲の中で大きな広域行政について大阪府と大阪府が二重に重なり合ってるというのが今の現状です。大阪府といえば皆さん広いなと思われるかも知れませんが、全国の都道府県で見ると物すごい小さい都道府県が大阪府です。下から2番目に小さい。47都道府県の中で下から2番目に小さいのが大阪府。そして大阪市内を見てみるとですね、政令市というのは全国で20あるんですけど、大都市と言われる政令市、この政令市の中で面積でいうと大阪市内というのは下から4番目

に小さいのが大阪市。つまり広域的な、大阪の全体の成長、経済の大きな成長を図るとい
う目線で見たとときに、非常に小さな大阪府の中に政令市でも小さな大阪市が入っててここ
が二重にやっているとというような状況。これを、やはりこれからのことを考えたら大阪全域
で見て、経済の成長に関するような広域行政というのは担っていかなくちゃいけないんじや
ないんですかというのが、まさに今の時代の要請になってきていると思います。

じゃ、その時代において、今、大阪市と大阪府というのは何もやってないんですかと、
府市合わせ（不幸せ）とかつて言われてましたけど、ずっとそれほったらかしなんですかと
といえば、そうじゃありません。いや、それはやっぱりおかしいよねということで、前の
橋下市長とそして松井知事の間では、大阪の全体の成長は府と市一体でやっていきましょ
うということの話し合いをして今進めています。ですので大阪の成長戦略、大阪全体をど
う成長していこうか、市も府も関係なくどうやったら大阪全体が成長していくのか。ある
いはランドデザイン、大阪のまちづくりどうあるべきなのか。あるいは大阪の観光戦略、
これもこれまで府市ばらばらにやってきましたけど、今は府と市で大阪観光局というのをつ
くってですね、大阪の全体の観光の誘致、観光のPR、観光戦略というのもやっています。
つい先日もニュースで出てましたけども、アメリカのニューヨーク・タイムズというマス
コミ、メディアでですね、世界に行きたい52の都市の中に大阪が日本の中では入っている。
京都でも東京でもない大阪が入っているというような状況です。大阪の観光、外国からの伸
び率も実は日本の中で一番大きな多さ。今、大阪の観光戦略については府市一体で進めて
いっています。災害対策、津波対策なんかについてもそうです。これは、津波の種類は大
和川隔てて、川を隔てて津波の種類は変わりませんので、大阪全体でやっぱりこれは大き
な災害対策についてはやっといこうというので府市一体でやっています。要は、大阪全体
の成長戦略について大阪府市ばらばらにやるのはやっぱりよくないから一体でやっとい
きましよう、そういう戦略もつくって話し合いで進めているというのが今の現状です。それ
は今の僕と松井知事とでも進めていっています。

これは1つの例なんですけども、道路です。高速道路。成長する都市というのは大体高
速道路というのが決まっています。環状線というのが非常に発達しているのが成長する都市の
基本的な形です。東京はこういうふうに環状線というのができ上がっています。片や大阪と
いうのは第二の経済都市だからそれはよっぽど立派にできてんのかなと。全然それがやっ
ぱり進んでないんですね。環状線というのが市内にあります。阪神高速環状線があります。
ただ、外枠の環状線がないもんですから、例えば港の物流なんかのトラックなんかもです
ね、普通こういう外枠の環状線があるとういうふうに外枠を通過しているところに、全
国に行ったりするわけですけど、ないから全部市内に入ってきてます。だから常に阿波座
は渋滞です。要はそれによって経済的な損失が非常に大きく発生しています。要は成長す
るまちというのを実現しようというのであれば、きちっとした戦略があればこの環状線と
いうのを、これは東京都、かなり力を入れてやっていますけど、こういうものがどんでん
きてこないとおかしいんです。その必要性は大阪府も大阪市もわかっているんですけど、
これまでできませんでした。例えばここの淀川左岸線の延伸部、これは今まで全然、必要
とされながらもミッシングリンクと言われてきました。ここはですね、豊崎というところ、
北区の豊崎というところからずっと入って行って門真に抜けると。門真から第二京阪、こ
っち側に抜けていけるわけですけども、これについて大阪市だけでやろうとしてもできま

せん。大阪府だけでもできません。まず大阪市内に入って、そして大阪府へ出ていく。市と府が同じ方向を向かないとこの道路というのは、同じ協力者でないとできない、そんな道路です。これはあくまでも一例なんですけども、これまでじゃこれできてたのかと言われると、必要だよなと言われながらも市長と知事が一緒に話をする事すらできないのが当たり前時代でしたから、今はこうやって横に座ってる奇跡のような状態になってますけど、かつては大阪市長と大阪府知事というのは会う事すらしない、できないというのがこれは事実だったんです。そんな中でこの道路についても当然トップが話し合うこともないです、できないという状況でしたが、今はこれはやっぱり要ると、大阪の成長のために要るだろうということで知事と僕とで決定もして、そうすると国に対しても当然言えますから、国もじゃわかりましたということで事業決定出してですね、これは着実に来年度から進んでいくと。これは一例なんですけども、こういうことが、つまり大阪の全体の成長というのを考えたときに、やはりこの方法、大阪市中心に成長してきたけれども、今後、大阪全域で考えれる仕組みというのをつくりないと、これは大阪市民にとっても、今の市域内の市民にとってもプラスの成長というのは限られてくると、そういうふうに思っています。これが1つの大阪がこれからどう成長していくのか、そのための制度のあり方についてです。

もう一つが住民自治の拡充です。これは今非常にですね、住民サービスの要請というのが高まってきてます。これは児童虐待の分ですけども、これが700件ぐらい、今は4,500件ぐらいの相談件数です。7倍ぐらいになってると。10年で7倍ぐらいに相談件数が増えてる。住民の皆さんに身近なサービスをいかに的確に行う必要があるかというのが今重要になってきています。

これは待機児童です。待機児童、これ一口に言ってもですね、実は大阪市内でも必要のところ、必要性が高いとことそうじゃないとこと、そういった違いが、地域性があります。例えば突出してますけど、これ西区。西区は非常に待機児童が多い、このあたりは非常に待機児童が多いんですね。片や例えば平野区とか西成区、東住吉、住吉もそうですけども、そんなに待機児童の数というのは多くないです。だからそういったところのエリアによって大阪市内でもやはり住民のニーズ、皆さんのニーズというのはやっぱり違ってきてるでしょと。そうであれば全て一律というんじゃないくて、住民の皆さんの身近な声が届くような、そういったことを決定できるような仕組みが必要なんじゃないかと、限られたパイをどううまく使っていくのかという話です。

そのために大阪市というのは、適切な果たして規模なのかということなんですけど、これが269万人、まあ270万人です。市長が1人。これがどのぐらいの規模かということ、広島県でいくと284万人、京都府で261万人ですから、大体、京都府とか広島県ぐらいが大阪市と同じぐらいの人口規模ということです。こういった大都市で住民の皆様に身近なサービスをする上で何が課題になりますかというのは、実は国でもいろいろ議論されてます。下に書いてあるのが国で答申された内容です。これは大阪市が言ってるわけでも、大阪府が言ってるわけでもありません。国でこういうことが言われてます。こういった大都市において住民の皆さんに身近なサービスどうあるべきなのかと。比較的、市役所の組織、これが大都市というのは大規模化する傾向にありますねと、そしてカバーするサービスの範囲、これも非常に幅広く出てきますねと、結果、個々の住民とは遠くなる傾向がありますね、

これをどう解決していきますかというのが、今、国でも議論されている。まさに大阪市は、この270万大都市大阪はですね、この課題があると思っています。一口に政令市といっても、50万人以上が政令市の一応基準になるんですけど、大阪市というのは政令市ができた当時から当然政令市ですし、政令市の中でも物すごく人口規模というのは多い。先ほど面積が狭いと言いましたけども、人口規模で非常に多いのが大阪市の現状です。そんな中で住民サービスをどう充実させていくのかということだと思います。

じゃ今、大阪市は何もしてないのということに関しては、そうではありません。今の制度の中でできるだけ住民の皆さんの身近なところに決定権を移していこうというので、先ほど区長の挨拶にもありましたが、区長にできるだけ権限と財源と責任を渡していきましようというようなことをやってます。それから、区長をですね、局長より上位の、組織上上位のところに置きましょうということを今やってます。区長が言われるいろんな施策が展開できるような、そんなことをしていきましようというのをやってます。皆さん、区長といえば、物すごい区の中のトップですごい大阪市でも偉いんだろうと思われるかもしれませんが、こういったことの改革をするまでは実はそうじゃなかったんです。大阪市というのがどういう組織になってるかという、一番まず市長がいると、その下に副市長、特別職の副市長、3人いるんですけど、その下にそれぞれの局長というのがいます。財政をやる財政局長、子どものことをやるこども青少年局長、その局長というのが大体20人ぐらいいます。その下に局長と同じように理事というのが大体70人から80人。その下に部長というのが200人から300人ほどいます。区長というのは実は部長と同じ立場だったんです、大阪市の中でも。一部北区とか違うところはあったんですが、基本的に区長というのは部長扱い。つまり区役所は出先機関だったんです。それはあかんやろうということで、前の橋下市長のときから区長にできるだけ権限を渡そうということで、住民の皆さんの身近なところで決定できる仕組みをつくっていこうというふうに行っているのが今の現状です。

そして、人材についても役所の順回り人事で決めていく、もうそんなんはやめようと。やる気のある人に手を挙げてもらって、そして能力に合った人を選んでいきましようということを今やってます。いわゆる公募というやつです。この公募は、外部、民間の方が手を挙げることもできますし、内部の職員もこれは手を挙げるができる。つまり外部の人も内部の人も問わず、手を挙げた区役所をこう変えたいという強い意欲を持った人間に今区長をやってもらってるということです。かつては順送りです。そして、この区役所の中においてもいろんな区政会議をつくったりして、できる限り皆さんの意見が反映できるような、そんなことをやっていきましようというのを今やってます。

その結果ですね、それぞれの区でいろんな取り組みができてます。先ほど地域の見守り支援事業ということで区長からもありました、住吉区の独自の取り組みの話がありました。じゃ、お隣の西成ではどんなことやってるか。プレーパーク事業といって廃校を使って、廃校を子どもの遊び場がないじゃないかということで、どんなことしてもいいよということで廃校を使った遊び場づくりというのを区長がやったりもしてます。それから、天王寺であれば子育て支援をするクーポン券であったりとか、いろんなそれぞれの区長が自分たちの思いの中で事業をできるようなことというのを今進めていってます。

教育行政についても、これまでは教育委員会しか入っちゃいけないという話だったんですが、これも今大きく変えていまして、私自身も教育委員会ともしっかり入っていけるよ

うな仕組みになってますし、そして区長もその区において教育行政についていろいろ意見できるようになってます。例えば学校を使ってですね、学校を使って民間の塾事業者が入ってきてですね、子どもたちに放課後に教えるようなことができる仕組みもつくったりしてます。塾代クーポンというのをつくったりして、そういうことが、なかなかお金が厳しくてもですね、学校で塾を受けれると、そんな取り組みをしてるところもあります。これまではそういったことは教育委員会では絶対あり得なかった話ですが、そういったことも各区各区で進めていっています。

こういった形で、今の制度の中でできる限り区長に権限と財源と渡して、その立場も上に持ってきて、いろんなことできるようにしましょうよということはやっています。ただ、これはまだまだ僕は足りないと思っています。じゃどうするといえば、やっぱり制度自体を変えていかないと、今のままでは限界があると思います。

大阪の将来を考えたときに、豊かな大阪をつくっていくという意味では副首都大阪というのを形成していきましょと、そのためにどうあるべきなのかということの議論が非常に今、大阪にとって大事だと思います。そのために副首都推進本部というのを立ち上げて、知事と私が一緒になってそこで議論を進めていっています。

これはちょっといろいろ書いてますけども、例えば1つだけ言いますと、じゃ副首都大阪って何なのといえばですね、何するのといえば、例えば首都機能の確保です。首都、首都東京がもしですね、大きな大地震が仮に起きたとして首都機能が失われたときに、じゃ日本の首都機能ってどこが担うんですかと言われてたら、今ないんです。そんな危機管理ができてない。突き詰めて調べていけばですね、大阪とか札幌とかいろんな大都市にいろいろ任せてとかふにゃふにゃと書いてるんですけども、きちっとしたことが立案をされてないんです。そうであるならば、やはりこれは、もし東の東京でそういうことが起きれば、西の大阪で首都機能を確保できるような、そんな大阪という都市を目指していこうよということが副首都の1つの役割だと思っていますし、そのためにはいろんな副首都として果たすべき役割というのを今役所でいろんな有識者も交えながら進めていっています。そんな中の1つとして、じゃそんな副首都であるためには大阪の都市のあり方というのはどうあるべきなのかということで、大都市制度の改革も必要なんじゃないかというそんなことを今進めていっています。

じゃ、どんな制度があるのということなんですけども、大きくは2つです。1つは総合区という制度。これはどういうことかということ、大阪市は存続します。大阪市存続させた上で区長、総合区長という、これは新たに法律で認められたんですけど、総合区長にできるだけ権限を渡していきましょということ。そして、もう一つは大阪市と大阪府の二重行政の解消。これについては、これは大阪市が存続するということになりますから、これは話し合いです、話し合いで解決していきましょと。今、僕と松井知事がやってるようなことを続けていくべきだという基本的なそういう思想です。

もう一つ、これは特別区という制度。これは東京に似たような制度にはなるんですが、大阪市というものは廃止、行政体としては廃止した上で、特別区に再編します。その特別区で住民の皆さんが直接選挙で区長を選びます。区議会も選ぶ。そこで住民の皆さんが、身近なところが決定していきます。そして、大阪市と大阪府のこの二重行政についてはもう大阪府に一元化させていきます。役割分担を明確にしていくということです。

もう少しだけ詳しく書いてあるんですけども、大阪市の場合、大阪市が残って総合区と
いうのができる。じゃ、自治体のトップは誰ですかといえば大阪市長です。そして区長は
どうやって選ぶのといえば、大阪市議会の同意を得て市長が選びます。特別職ですから副
市長みたいなもんです。それから教育委員会、これは市に1つということになります。
予算について、区長は市長に対して、こんな予算にしてくださいよというような意見を具
申する権利、これは法律があるんですけども、こういったものが認められるということ
です。

そして、片や特別区。これはですね、自治体のトップは誰ですかといえば、これは区長
です、皆さんが選挙で選びます。それから教育委員会はどうなるんですか、これは区
に一つ一つ、その区ごとにつくっていきます。区議会もそうです。それから予算の編成、
これは当然区長です、皆さんが選挙で選びます。そういったもの、いわゆる1つの独
立した自治体をつくっていくというのがこの特別区ということになります。

ちなみに総合区というのは地方自治法上の制度でして、一部を区に導入することだけの、
これ法律上は可能ですけども、今回、皆さんにお示しする案については合区を前提にして
ます。なぜかといえば、総合区、一定の権限をここに持ってもらわないと意味がないで
すから、一定のまとまり、組織ですからこれが必要になってきますから、一定の組織にして
そこで、皆さんの身近なところで物事が実行できるように、そんな仕組みをつくっていき
ましようということなんです。

詳しくはですね、これから職員から皆さんにご説明しますが、私が皆さんにお訴えした
いは、やはりこれからの大阪の成長ということを考えてときに、大阪に課題が何もない
のかといえば僕はそうじゃないと思ってます。大きな課題が2つあって、1つはやはり大
阪市と大阪府の今の二重行政の状態です。非常に狭い範囲で大阪市と大阪府がそれぞれや
ってること、これが果たしてこれからの将来の大阪を考えたときに大阪の成長に資するん
だろうかということです。今は偶然にも僕と知事が同じ方向を向いてますけども、ちょっ
と思いついていただければ、かつて市長と知事が会うことすらできなかったのがこの大阪
の事実ですから、それをどうするのかということです。それから、もう一つは、やはり住
民の皆さんの身近なところで、これからいろんなニーズが出てくる、財源も限られてくる、
お金も限られてくる、やはり皆さんの身近なところで物事を決定できる仕組みが必要だと思
います。医療とか教育とか福祉とか、いわゆる住民の皆さんに身近なサービスというのは
やはり身近なところで動いていかないと、そこは的確な行政サービスということにならない
んじゃないかというふうに思っています。やはりこの2つがですね、大都市大阪の今の大き
な課題だと思ってます。これを解決する必要がある、今の皆さんがですね、住民サービスを
豊かにしていくためにも、そしてこれから生まれてくる子どもたちにしっかりとした大阪
を残していくためにも僕は必要なんじゃないかなというふうに思っています。

きょうは冒頭申し上げたとおりどちらかの制度を選ぶとかいうもんじゃありません。政
治集会でもありません。こんな制度があるんだなというふうに思ってもらったらいと思
いますし、何か質問があればどんなことでも構いませんのでお聞きいただけたらなと思
います。大阪をよくしたいという思いで皆さんにご説明申し上げますけども、皆さんもい
ろんな意見があると思いますので、忌憚のないご意見を聞かせていただけたらと思
います。本日は本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりご説明申し上げます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。

私からは、お手元のパンフレットに沿って説明いたします。

まず、1ページの目次をごらんください。

資料の構成は3部からなっています。

第1部では大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では今回取りまとめた総合区の概要について、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分間説明いたします。

座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明との重複もありますが、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市などの大都市では、「住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）」と「効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）」といった課題があると言われていています。

詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。

2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合でいいますと、政令指定都市の大阪市と都道府県の大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。

1つは、左側、「総合区の設置」であり、政令指定都市すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。

もう一つは、右側の「特別区の設置」です。法律の名前の下に「○特別区の設置」とありますが、政令指定都市大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠に、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し、5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の四角、平成27年5月の住民投票で特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要になってきます。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてから5ページについては、市長の説明と重なるため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少・超高齢社会などの課題に取り組む必要があることを示しています。

さらにめくっていただいて、7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、

この後それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下に一口メモとあります。ご参考として、ところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

続きまして、第2部「大阪における総合区の概案」を説明いたします。

10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内の「概案の位置づけ」ですが、これから説明する総合区制度の概案は「大阪市としてこれでいきたい」と固めた案ではなく、皆さんからご意見をいただくための素材としてまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。

まず、総合区制度の概要についてです。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が今回新たに検討している総合区制度です。

表の1段目「自治体の位置づけ」、2段目「区の位置づけ」に示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。

次に、総合区長の「主な事務」は、地方自治法で、総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが——条例で定める仕事となります。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。

さらに、その下の段、総合区長には区役所職員の任免権、すなわち人事権や予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。

また、総合区の区長は、住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区のみを導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概案では合区をした上で全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。

総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。

総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明します。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠をごらんください。

左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありま

すが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。

一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区の導入に際しては、一番下の網かけですが、総合区役所の事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。

総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。

ページの中段、「事務レベル（案）」をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案ではA案からC案の3つを設定しました。

A案（現行事務＋限定事務）は、その右、現在の区役所事務に加え一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。

B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本的に総合区が事務を担います。

C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供する中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本的に総合区が事務を行います。

わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。

ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案も市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけで触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の「区数（案）」です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。

事務分担ですが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の「局と総合区の事務の分担」をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区の事務、すなわち区役所の事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的にはその下の表をごらんください。

「①局で実施」とは、総合区設置後も、引き続き中之島の本庁などの局が実施する事務であり、例として、表の右側、1つの自治体、大阪市として実施する事務、例えば条例や予算などの仕事、市域全体の観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備、住民サービスの統一性・一体性が求められる事務、国民健康保険などの事務があります。

その下の段、「②局から総合区へ移管」は、局の仕事のうち住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、「③総合区で実施」ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは現在の局の仕事のうち住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移す事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す事務が多くなります。

次に、15ページ、職員体制をお開きください。

ここでは、総合区の事務の増加や合区による職員数の増減の試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の「③総合区移行時の職員数の変化の試算結果」に示しています。表をごらんください。

A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印、一定の仮定のもとでの試算であり、確定した数字ではありません。

職員体制を簡単に繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次に、16ページをごらんください。

ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の、職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれ詳しく説明いたします。

17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数に8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。子ども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の事務です。A案の総合区では、例えば子どもの分野では、保育・子育て支援として現在局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任で行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について18ページに3つの事例をお示ししておりますが、その一部について、前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること、例、道路の日常管理、放置自転車対策です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどが、より迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

では、資料に戻り、19ページをお開きください。

次に、B案の総合区ですが、区の数に5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が見込まれます。

総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば子どもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可です。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所の設置のフローのとおり、現在は、中ほどの②地域調整、具体的には、認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度、資料に戻り、21ページをお開きください。

C案の総合区では、区の数に5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。

総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は、黒い星印、例えば子どもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度、前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、

対応が必要な事案はこども相談センターとは別組織の区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。

今後の検討事項を説明します。

まず、1つ目の二重丸「総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置」です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案を示しましたが、区の名称を初め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後、具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）の取りまとめに向けては、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案というのは、今回お示した3案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見を踏まえ、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページには、ご参考として引き続き局で実施する事務の内容例を、続く25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務分担の詳細を一覧表にしております。さらにめくっていただいた29ページですが、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

では、引き続き、第3部「特別区制度」をご説明します。

30ページをごらんください。

はじめに「ご留意いただきたいこと」ですが、この資料は特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから、特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後、皆さんからのご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくことになります。

では、31ページをお開きください。

まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じように、みずから税金を徴収し、予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長・区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、「（1）特別区設置法の制定」をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政

令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して特別区の設置が可能となりました。

次に、「（２）法律上の制度比較」をごらんください。表の左側が、大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区などの特別区制度です。

表の２から３段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で１人の市長、一方で、それぞれが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会がある、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

４段目、「主な事務」として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは大都市行政の統一性を確保するため都が一体的に行っていきます。

次に、「課税権」ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち、法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税・徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。

真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。

特別区の制度案について、どのような事項を検討し、決める必要があるのかと、特別区設置までの手続をお示ししています。

まず、（１）、特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府・大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。

次に、（２）、その協議会において、右下の太線内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた８項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。

その後、（３）、協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）、特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）、総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年５月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明いたします。

35ページの参考資料をお開きください。

まず、「(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、「特別区の区域」に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、「特別区議会議員の定数」の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を各特別区議会に割り振っていました。また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください、吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。

「①窓口業務」については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務は引き続き現在の区役所などで行うこととし、「②町名」については、特別区の設置が決まった後に皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。

先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方を示しております。

まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと。次に、区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと。さらに、その下、本庁舎の位置については、住民からの近接性・交通の利便性などを基本としながら決定したこと。最後に、議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示しております。一番下の網かけは、この項目に関して、当時、住民説明会でいただいた主な質問・ご意見です。このあとの各項目ごとに当時の主な質問・意見を同様にお示しております。

次に、37ページをお開きください。

「(2) 特別区と大阪府の事務分担」について、真ん中の表、「事務の分担(イメージ)」をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として戸籍、住民基本台帳、保育などを、また、その下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。

「(3) 一部事務組合」とは、複数の自治体が連携して効果的・効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性・効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとしていました。

次に、「(4) 職員の移管(特別区の職員体制)」ですが、黒ちよぼの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる職員

を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。

「（５）税源の配分・財政の調整」につきましては、1つ目のひし形、各特別区に必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪府で課税・徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税・徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するため活用するということを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。

「（６）大阪市の財産と債務の取扱い」については、特別区の設置によって皆さんが日々ご利用している施設や大阪市が持つ株式などの財産や市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし形、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式や大阪市が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし形、大阪府で既に発行した大阪市債いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担としていました。

その下の「（７）大阪府・特別区協議会」については、2つ目のひし形、特別区の仕事に必要な財源の確保や大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整し、その下、協議が調わない場合には第三者機関が円滑な調整を図るとしてしていました。

最後の（８）は、特別区設置全般にかかわる当時の主な質問・意見です。

以上が旧協定書に基づく内容です。

特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージ図を、また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と意見は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございました。

（司会）

ありがとうございます。

以上で説明のほうは終了いたしました。これより、お時間が許す限り皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしましたけれども、ご意見、ご質問に関しましては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった場合のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦賜りますようお願いいたします。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問のほうからお受けしたいと思いますが、ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。

ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。お座席のほうまで担当のほうでマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。また、できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、質問、ご意見は発言機会1回につき1つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しただけですようご協力のほうをお願いいたします。また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。

そういたしましたら、右ブロックの前列の4番目の方ですか。マイクのほうをお持ちしますので。

(市民)

質問いたします。

いろいろと説明いただきました。本当に細かなところまで初めて聞くことがたくさんありました。やっぱり制度をいじるというのは大変なもんだということを改めて感じました。余計それだけにですね、この問題については慎重にやっぱり議論を進めてほしいというふうに率直に思いますので質問するんですけども、吉村市長さんあたりが言ってるのは、来年秋にはこのことで住民投票されるとおっしゃってますね。さらに、記者会見などでおっしゃってるのは、とりあえず総合区を採用していずれは特別区にするというふうに、そういうステップを考えてるんだと。つまり、一旦は総合区にして、やがて大阪市を廃止する、大阪府に一元化するという、そういう道筋を考えておられるということなんですけども、来年の秋に投票してこの流れを決めてしまうということについて言うと、きょうの話を聞く分について言うと、とても大変なことだと思うんですよ。住民の皆さんがこんなことを理解するって並大抵じゃありません。ですから、やっぱり私は時間をかけてね、議論していただきたいというふうに思います。私も少し調べてみましたら、270万を抱える大阪、大都市がどうあるべきかということは当然大きな課題です。私たちも考えるべきだと思っています。そして、昭和31年に初めて政令指定都市に大阪市がなって以来ですね、左藤知事以来、磯村市長に至るまで、大都市のあり方はどうあるかということをやっと検討してきたことの紹介がありまして、そして結局多くの意見があっても意見がまとまらずに、具体化されないままに今日に来たという経過があるんだということも知りまして、やっぱり制度については多くの市民の声がたくさんあるわけですから、1つにまとめていくというのは並大抵やないと思うんですね。ましてやこういう組織いじりですから、もっとも市民の皆さんの討論と理解がないと、やっぱりそんな簡単にいじくられちゃ困るというふうに私は思うんです。しかもですね、20ある政令指定都市の中でこういったことを検討しているのは大阪市と新潟と名古屋ですか、3つだけだと。ほかのところの都市は、こういう制度をいじってもメリットがないと、やっぱり問題があればお互いに話し合っただけ、事を進めたら解決するはずだとおっしゃってますし、私が知るところでは、関西の都府県

の中でもね、総合的な広域の行政をどう進めようかということでは、関西広域連合というのをつくられましてね、そこに大阪市も大阪府も入っておられるわけです。そこで関西圏におけるいろんな行政の調整をされてるわけなんです。

(司会)

ちょっとまとめて……

(市民)

はい。そういうことも含めて解決の道はあると思うし、やっぱり市民の声をどう反映するかということが一番行政にとって大事なことです。こういう組織いじりをそんなに急いで、来年秋に住民投票ですなんてことはしないでほしいと思いますのでね、その点の今後の進め方についても質問しておきたいと思いますので、ぜひお答えください、お願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

これまでの大阪市、大阪府の課題があるとおっしゃいまして、これまでいろんな随分前から議論されてきたといふところなんですけど、そんな中で市民の皆さんの声を聞いてですね、進めていくというのは非常に大事なことだと思ってます。ちょっと考えていただきたいんですが、かつてね、じゃこうやって市民の皆さんと市長と知事と一緒にこういった議論をする機会ってあったんでしょうかと。なかったと思うんですね。本気でやったのあるのかと。そうじゃないと思ってる。今回も僕がちょっと出てぼっとやってるわけじゃなくて、やはりその問題意識というのは昔からあり、そして橋下市長と松井知事の代から議会でもいろんな協議会というのをつくってずっとこれ議論を重ねてきたんです。もちろん否決されました。一昨年5月17日、1つの一定の答えが出て、そして否決ということになりました。その前からずっと議論を重ねてきてるんです。ですんで、もちろんじっくりと話し合っただけで進めていくことは大事だと思ってます。だからこういった会もしてるわけですし、当然、議会でも話もする、また役所でもいろんな話をしながら進めていってるというのが現状です。ですんで、ぼっと出てぼっと決める、そんなつもりは全然ありません。ちょっと誤解があるのは、とりあえず総合区をして、そして来年の秋に特別区をするという話でしたけど、とりあえず総合区を導入するということはちょっと誤解があるのかもしれない。僕はそういう考えじゃないですから。僕の考えは、やはり今のままの制度じゃだめだろうというのが問題意識として持ってます。ですんで、特別区の最もいい案をつくっていききたい、そして総合区についても最もいいと思われる案をつくっていききたい。この2つの案をしっかりとつくってですね、最後は住民の皆さんにやっぱり判断していただきたいというのが僕の考え方なんです。今回のこの説明会も、その一連の中の説明会というふうに認識してます。スケジュール感でいえばですね、特別区について、これはまだ法定協議会というのが立ち上がらないと話し合いもできないんですけど、具体的な案をつく

っていくということができないんですけども、法定協議会というのが立ち上がれば、先ほどちょっと今も話にありましたが、具体的な話も詰めていって、1年間かけてしっかりと案を詰めていく、1年強かかるかもわかりませんが、案をつくっていったら、そして手続としては、それぞれ市議会、府議会、オーケーが出ないとこれは皆さんに聞くことすら、住民投票にかけることすらできません。国の総務省の大臣の判こもなければかけることもできないんですけども、そういった手続をしっかりと踏んだ上で、最後、住民の皆さんに判断いただきたいと思ってます。ですので、先に総合区を導入して総合区で動かして、そしてまたすぐに住民投票しよう、そういうふうを考えてるわけじゃない。それぞれのベストの案をつくって、住民の皆さんに最後ご判断をいただきたいというのが僕の考え方です。

(市民)

来年の秋に住民投票はするのでしょうか。ごめん、同じ。

(吉村大阪市長)

来年の秋、今申し上げてるのは、ですので来年の秋にですね、皆さんにしっかりとさっき言った手続の中で案をつくっていったら、当然、議会の了解も得て、総務省の了解も得てですけども、住民の皆さんに住民投票をかけたいと思ってます。これはやはり私の任期も4年ですので、それを前提に、これはマニフェストに掲げて皆さんにお訴えをして選んでいただいと、こういうことですから、マニフェストの中でしっかりとこれをやりますということ皆さんにお訴えをさせていただいてやってきてますので、これは自分の任期中でしっかりと結論を出すということをやりたいと思ってます。ただ、それは時間をかけずにやるというわけじゃなくてですね、これまでずっといろんな議論のある中で積み重ねてずっと来たものだと、これからも残り1年以上ある中で時間をかけてしっかりとそこは議論していいもんつくっていききたいと思ってます。ですので、平成30年の秋に住民投票をやりたいと思ってます。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますか。

そしたら、真ん中のブロックのちょうど後ろから3列目の男性の方。もう一度、手挙げていただけますか。はい、その方です。

(市民)

一個お伺いしたいのは、この大都市制度改革の目的というのは、先ほど市長も何度も言われてましたし、この資料の3ページにある住民自治の拡充と二重行政の解消ということだと思うんですけども、これが、ここには第30次地方制度調査会の答申というところに出てくるんですけど、これを私も読みました。そしたら、確かに二重行政の解消というの書いてますけども、その具体策として出てくるのは、都道府県から指定都市への事務移譲と、それからそれに伴う税財源の配分、協議会の設置ということで、特別区のことってむしろ例外的な手法というふうに私は読みました。むしろいろんな留意点を書いてある注意すべきやり方ではないかというふうに思います。

それと、特別区というのは今、東京23区だけですよね。私、東京のこともいろいろ見してきました。東京の23区、特別区協議会というのがあります。ここが区長会からの依頼でこういう文書を出してます。「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想というこの中ではっきり書いてるのは、東京大都市地域に充実した住民自治を実現していくためには、戦時体制としてつくられた帝都制度の骨格を築いてきた特区制度は、もはや時代おくれというほかはないというふうに書いてる。何で、二重行政解消の決め手にもならないし、東京で時代おくれやというてははっきりと言われてる特別区のことを今さら出してくるのかなと、そのことをお聞きしたいと思います。

(司会)

ありがとうございます。

(吉村大阪市長)

まずですね、大阪市、大阪府の二重行政の課題というのを解決しなきゃいけないというのは、これは前から言われてきてることですね。その中で大都市法という法律もできました。200万都市以上の都市について、政令市と都道府県の課題を解決する上の大都市のあり方として、特別区を設置して、そして役割分担を明確にするという大都市法、200万都市以上じゃなきゃできないんですけども、そういった法律もできてる。今の大阪の現状を考えると、やはりこの大阪市というのがですね、非常に広域をするという意味では非常に小さいというエリアです。今、大阪のかつての歴史の中から見ると、僕はこの大阪市と大阪府ということの広域行政については1つにして特別区にする、それがこの時代のニーズに変わってると思ってます。

それから、東京の都制度の話をされまして、その中で、じゃ東京以外どうするか、都制度をどうするかというのは、これこそ法定協議会というところで案をつくってですね、どういった事務分配にするかということをつくっていくわけです。ですので東京のまねごとをするわけではない。確かに近い制度ではありますけど、まねごとをするわけではなくて、そこで課題とされてるようなこともですね、バージョンアップするようなものをつくっていかうと。それは法定協議会というところで、まさに協定書の中でつくっていかうことです。それから、東京特別区でこれよく言われるんですけど、いや、特別区の区長から見たこれはいけないんじゃないかと、あるいは市になりたいという話が、時代おくれだという方もいらっしゃいます。ただ、これはですね、かつて東京も東京市と東京府というのがあって、そしてこれは戦時中に東京都に、まさに時代のいろんな流れが来て今の東京特別区になってるわけですけども、じゃ今、23特別区に、23特別区を合体した東京市をもう一回つくるのに賛成ですか、反対ですかということを聞いた、聞いてみてください。必ずそれに戻したいという特別区はないです。ですので、今のまさにかつての東京市と東京府があった状態が、今の大阪市と大阪府の状態に非常に近い状態になっておりますね。ですので、確かに東京都で言われる特区制度の問題と言われてるものをできるだけクリアするようなものをつくっていく必要がありますが、大きな視点で見るとやはり東京市と東京府のあった時代、同じような課題が、今、大阪市と大阪府になっている。であるならば、この課題を解決するために、大阪市と大阪府については特別区に再編していくことが、これ

は時代にかなってるんだろうなというふうに思います。

(松井大阪府知事)

今の質問にもう一度答えさせてもらいますけど、広域を一元化、なぜ組織を変えれば一元化になると、簡単な話なんです。要は、この大阪の同ジェリアの中に権限を持っている、広域の権限を持ってるのが2人いるから二重なんです。大阪府と大阪市と。同じような仕事をする人が、2つの組織があったら2人要るから。これ組織を、広域を1つにまとめたら二重行政はなくなります。総合区であれば、これは広域の権限を持つ知事、市長は2人のままですから、話し合いでしか二重行政は解決できません。組織を変えれば2人、今2人いるのが1人になるということです。これは二重にはなりません、二度と。だから、僕らは組織を変えることで二重行政はなくなると、こういうことを申し上げてるわけです。

(市民)

すみません、もう少し……。

(司会)

すみません、ちょっとマイクを通していただかないとだめなんで、まず手を挙げていただきまして。そしたら、左のブロックの今発言されてる女性の方。ちょっとお待ちくださいね、マイクをお持ちしますので。

(市民)

すみません。ここまで丁寧に説明していただいてこういう質問をするのはすごく失礼なのかもしれないですけども、特別区というのは、大阪市がなくなったとしても、特別区が市の権限をそれぞれが持っていくということで考えてもよろしいんでしょうかね。そういうことでしたら、今ちょっと具体的な問題を出させていただきますけど、住吉市民病院を廃止するとかしないとかもめてますけども、西成、住吉を含む特別区になった場合、その特別区が市民病院が必要だといったら、それを存続させていくことも可能になるというようなことを提案していくこともできるようになると理解してよろしいんでしょうか。

(吉村大阪市長)

特別区になればですね、それは独立した自治体ということになりますから、これは市町村と同じような仕事をするということになります。ですので、大阪市のやってる住民サービスの身近なところについてはその特別区でやるということになります。住吉市民病院のことに關していうと、これまず時間軸が合っていないから住吉市民病院について言うのはちょっと違うとは思いますが、これは平成30年の話ですので。ですので、例えば特別区の中で病院についてどうするかというような話、これを住民の皆さんと区議会と特別区で話しするというのは、これお金は要りますけど、あるのかなというふうに思います。大きな広域的な病院については今府と市で一緒にやってるんですけど、大きな広域的な目線で見ると病院については、これは新しい大阪府というところでやるということにはなると思いますが、まちの小さな病院についてどうあるべきかというのは、そういった病院の

あり方というのは、小さなところについては住民の皆さんで話をしていくことになると思います。

(司会)

ちょっと待ってくださいね。ほかに手を挙げておられる方おられますので。そしたら、真ん中のブロックの1列目の方ですか。

(市民)

壇上になぜ松井知事が来られてるのかよく理解できませんが、市の説明会について、吉村さん、あなたが仕切ってやらないと、いつまでたっても親離れしないとか操り人形だと言われっ放しになるので気をつけてください。

まず、私の質問ですが、お金について伺いたいと思います。住民投票をやるという話も出てるみたいですが、前回の住民投票でかかった費用というのは一体幾らぐらい、まず1点聞かせてください。

(司会)

とりあえず、たくさん手挙げられてますので、そのご質問に対してまずお答えさせていただきますね。

(市民)

それを踏まえて、相当の費用かかっていると聞いてますが、それを踏まえて、そこまでお金をかけてまたやる意味があるのかというのが私はわかりません。正確な金額は後で教えていただきたいですけども、私が把握してる範囲では約9億ぐらい使っていると聞いてます。今、住吉市民病院で、吉村さん、11億焦げつくという話が出るわけですよ。どっちが大事かということを考えるのであれば、今すぐこんな無駄なことはやめて住吉市民病院の運営をきちっとやることを僕はお願いしたいというふうに思ってます。

(司会)

それはまず、じゃコストのことをお答えさせていただきます。

(市民)

金額を教えてください。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず、前回の住民投票に係る経費なんですけれども、その住民投票自体にかかった分、これはもう市の選管部分ですが、約6億3,500万ということです。それに加えて、住民説明会のパンフレット等の作成、配布経費が約1億5,000万かかったという状況でございます。

(市民)

2億3,000万と聞いてますけど、違いますか。

(吉村大阪市長)

それだけの費用をかけて僕はやるべきだと思ってます。

(市民)

否決されてることを……

(吉村大阪市長)

将来の大阪を考えたときに、僕はやるべきだと。だから僕はそういう主張をし、そして市民の皆さんに市長選挙で訴え、そして今いるわけです。考え方がちょっと違うのかもしれないが、僕は、それは大阪のことを考えればむしろ少ない額、しっかり自分はやるべきだと思ってます。

(司会)

拍手のほうは控えてもらうように、ほかの方もいらっしゃいますので。

ほかの方で、今から質問以外でもですね、ご意見も含めて挙手願いたいと思います。もちろん質問ある方は質問されて結構でございます。

そしたら、右のブロックの前から3番目の方ですかね。もう一度、しま模様の、今こちらを向かれた方。前から3番目の方です。前列の、はい、その方です。もう一度手挙げていただけますか。そうです。

(市民)

まず最初に、私、訴えたいことは、企画室からきょうのこの会合があるということで私のところへ手紙が来ました。そしてここへ来たら案の定、私には何の資料もありません。以前、区役所のいろんな会議に出たときに、ただの1回として点字の資料、私いただいたことがないんです。これはもうこのままにしときます。何ぼ言うても一緒ですから。ただ、私聞きたいのは、平成27年の5月27日に、あんだけの大騒ぎをして住民投票をして結果が出たものを、来年の秋にもう一度住民投票をするというこの考えはどこから出てくるんですか。しかも、あのときに、大阪都構想で大阪都になったらもう二度と大阪市には戻らないよということを教えていただいて、私はもうそれに反対をして、今の行政でいってほしいという意思表示をして、その意思表示をした数のほうが70万で多かったはずなのに、1回今度、総合区として一時置いといて、来年の秋にもう一回、大阪都構想で住民投票を皆さんに訴えるという、この企画が私にはわかりません。

(司会)

それはご意見として承らせていただいてよろしいでしょうか。

すみません、挙手のほうをお願いいたします。そしたら、今の方の前の方ですね。マイクお持ちします。

(市民)

今いろいろとご意見をお伺いしましたけど、私は、大阪府知事、大阪市長がこの場にそろっておられること自体がもう二重行政の象徴だと思って拝見しております。こういうふうなことが続く限り、大阪府、大阪市は未来永劫一つになれることなく、また過去に逆戻りして、また不幸せ（府市あわせ）を発生する可能性を秘めているということの象徴としてここにおられるんだというふうに考えております。ですから、そういうふうな危険性を排除するために何らかの大都市広域制度というものが必要だというふうに考えおりますので、進めてもらいたいと思います。

それで1つだけ質問なんですけど、総合区制度……

(司会)

すみません、少しゆっくり目にお話しただければ。

(市民)

はい、すみません。総合区制度で1つだけ教えてほしいことがあるんですけども、総合区長にリコールで交代させることができるという一文がどこかにありましたけども、これをした場合にも意味があるのかどうかということがわからないんです。つまりは、大阪府、大阪市が真反対の状況にある中で、こういう区長をリコールしたところでどれだけの意味があるのかというのがもう一つ理解できないんで、その点だけちょっと教えてください。以上です。

(市長)

まず、この場に僕と知事が一緒におることが二重行政じゃないかということは、本当そのとおりだと思うんですね。僕自身がいつも思うんですけど、広域的な話をするときにもいつも知事とやっぱり一緒なんです。今、東京なんかは小池さん頑張ってはりますけども、あそこに小池さんと東京市長というのがおったらどうなるんだろう、東京ってどうなるんだろうかということも想像してもらいたいなと皆さんに思うんですね。大阪ではこれ当たり前になってるんですけど。やっぱりこれはどうなのかなというふうに思います。これは今、同じテーブルに座って話し合いができますからね。これが今までこういったことが皆さんに見えてなかった。全然違うところに、会うことすらできなかったから、大阪市と大阪府。やっぱりそれはこれからのことを考えたらどうなのかなというふうに思いますね。

先ほど総合区長をリコールしても、じゃ大阪市と大阪府が反対のほう向いてたら意味ないじゃないかということですが、広域行政、二重行政のことを考えたら、総合区長はちょっと関係ないとかだと思います。総合区長というのは住民の皆さんに身近なことをする人ですから。ですので、やはり二重行政の解消という点において、総合区の考え方というのは府と市の協議機関をつくるんです。話し合いの機関をつくります。話し合いがまとまらなければ、大臣に意見をどうですかと聞くような制度がありますので、それで解決していきというのが基本的な考え方。ですので、これ今、僕と知事で設置してます。だから、これからの二重行政については話し合いで今後も解決していきなさいよというのが基本的な会計の価値観が総合区制度だと思ってもらっていいと思います。制度を根本からなくし

ていこうよというのが特別区だと、これはもう1つに重なりますから、それが特別区になるというふうに思っていたらいいのかなと思います。

(司会)

ほかに。そしたら、左のブロックの前列の今お手を挙げてる方。左ブロックのその方でございます。

(市民)

座ったままで失礼いたします。この資料をいただきまして、大変日々ご努力をいただいているのは、大変住民としましてはうれしく思います。

そして、ところが先ほどの質問にもございましたように、今ここでこれだけの資料を説明していただいたからといって即理解ができるとなれば、これは到底無理なお話ではないかと思います。

それと、一昨年された住民のあの投票は何だったのかなと、やっぱり私もそう思います。一市民たちの意向をもっとやっぱり大切に思っていたらいいと思いますことと、もう一つ、今、大阪が、貧困の子どもたち、あるいは学力、それから犯罪、そういうふうなもろもろの数字はワースト、大阪がワースト、ワーストという形で出ております。ですから、こういうふうなお話も結構でございますが、そちらのほうの解消に向かってどうぞ知事さんと市長さんがご一緒にお話し合いをしていただきながら、そういうふうなワーストという、大阪のワーストというふうなことがないようにしていただきたい。そして、私たち都構想のほうのお話し合いのために、今、吉村市長さんを選ばせていただいたんではないということも、どうぞお考えになっていただきたいと思います。

(司会)

そしたら、今のご意見として承らせていただきます。

そしたら、真ん中のブロックの前から2列目の。マイクをお持ちします。真ん中のブロックの前から2列目の方です。

(市民)

住民自治のほうなんですけれども、橋下前市長が今の区長さんに権限を目いっぱい渡してすごくよくなったと思うんですけれども、今度、総合区になったときに、それよりもさらに権限が増えるのかということと、吉村市長はさっきまだまだ足りないとおっしゃってたんですけれども、どういうことが足りなくて、特別区になったらもっとどういうことができるようになるのかということと、何か具体的な例を1つ挙げて違いを教えてくださいなんですけれども。

(市長)

まずですね、今の行政区の区長と総合区の、総合区、幾つかを再編して1つにしてですね、総合区長でどう変わるかということに関していうと、やはりその総合区長にしたほうがいろいろ実行できるようにこれはなると、今の権限より強化できると思ってます。今の

行政区の区役所に何が足りないかというのと、これは、いろんな政策を立案したり、あるいは実行するという組織、やっぱり人がないんですよ。じゃ、それ今、大阪市ってどうなってるのというのと、中之島に大阪市役所がばーんとあります、A T Cの部局あるんですけど、その中央に部局がどかんという、区役所というのはそれぞれ24区を出先機関になってるんですね。ですから、区長が幾らこれをしたいといっても、それを実行するための組織がないというのが現状です。私が思ってるのは、今、市長と中之島の本庁でみんながいますけど、これをできるだけ分権化というか、総合区の一定のまとまりのところにおろしていきたいと思ってるんです。そこで事務が、皆さんの身近なところで事務ができるような体制というのをつくっていくべきだと思ってます。だから、そこでいろんな企画立案もできるようにやっぱりしていかないといけないですし、そうなってくるとやはり今のかたち、ようは新たな区長に物すごく権限があって、近いところに、皆さんの近いところでやっていけることになるというふうに思いますね。

特別区に関していうと、これ自治体ですので、ですので当然お金が必要という話にはなりませんけれども、例えばさっき言ったとおり、住吉のこのエリアで、じゃ例えば児童相談所、児童相談所は南部でできましたけど、じゃ住吉のこのエリアについて児童相談所をつくらうというのであれば、このエリアだけで決めて、その特別区で決めてつくっていくことができます。でも今、じゃ児童相談所を大阪市でつくらうとなれば、大阪市長が当然24区を見渡した上でつくるというふうになりますんで、ですので皆さんの身近なところで物事をつくっていけるというようなことがやはり大事だと思えますね。

もう一つ、例えば例でいうと教育委員会なんかもそうなんです。教育委員会というのは大阪市全部の学校を見てます。例えば大阪市内でいくと全部で500校ぐらいあるんです。小学校300校、中学校が130校、約ですけどね。幼稚園とか市立の高校入れて500校ぐらい。その500校を全部今、5人の教育委員会で見てるということになります。でも、これは、特別区ができたならその特別区ごとに教育委員会というのができますので、その教育委員会にはその特別区の中の学校のあり方とかいうのを決定していくことができるということになりますから、身近なところで物事が決定していける特別区になれば大きく僕は変わるんじゃないかなというふうに思ってます。

(司会)

意見用紙のほうにも記載しておりますけれども、例えば身近な区役所で行ってほしい業務であるとか、区の数とか区割りとか、そういったことでもご意見があれば承りたいと思います。

そういたしましたら、右のブロックの一番前席のところの前の、今挙手されてる方、その方です。

(市民)

私は、住吉区内で中小零細業者のいわゆる事業所の方たちを対象に相談活動などの仕事をしています。私の仕事のかかわりの中でですね、いわゆる5人以下の方の中小零細業者の方が非常に多い組合的な感じでおるんですが、大阪市内に仕事がないために特に九州方面であったりとか、それから東京方面に仕事に行かれる方が非常に多いです。しかし、皆

さん住吉区に住民票置いて住吉区で税金を納める、また、こういう人のつながりがなかなかやっぱり地元にはかないという関係で外に出張に行って仕事をされる方が非常に多いんです。やはり中小零細企業というのは、なかなか外に向かって仕事を、事務所を構えてやっていくということが非常に困難な方が非常に多い中で、この大阪市内で頑張っている仕事を続けていくということで頑張っておられる方が非常に多いんです。

市長にちょっとお伺いしたいのがですね、昨年、2年ほど前になるんですが、いわゆる大阪府と大阪市の保証協会という融資の窓口になってるところ、これを二重行政ということで解消しようということで、今、大阪保証協会ということに移管されました。その結果ですね、住民、地域で働く方たちが、果たして本当に仕事を続けていく、商売続けていくという環境にかなったのかどうなのかという検証をされたのかどうなのかをお伺いしたいです。

また同時に、今、各政令市もそうですが、各自治体で広がっている住宅リフォームの助成制度、また商店版のリニューアル助成制度という制度が各自治体で広がっています。その中身としては、行政が一部補助金を出して防災・減災の観点からそういう……

(司会)

ちょっとすみません、まとめていただけますか。

(市民)

はい。そういうことで広がっています。この総合区、特別区の政治的な主張とかそんなん抜きにしましてですね、大阪市をよくしていきたいということで、ここに集まってる方が発言してたと思うんです。ですから、二重行政の解消ということで今まで進められたことの検証をやはりする必要はあるんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いします。

(松井大阪府知事)

今、保証協会のお話が出まして、保証協会の統合は僕と橋下市長時代にやりましたので、僕からちょっとお答えをしたいと思います。大阪府の保証協会というのは、もう10年以上前から同じ中身の仕事をしてるんで一緒になってはどうだという話はずっとありました。大阪府の知事が太田知事時代です、大阪市長は關さんの時代です。この保証協会の運営費というのは皆さんの税金で成り立っています。調べますと、大阪市内で市保証協会を利用されている8割の方が府保証協会も利用している。これ何も枠が広がるんじゃない。枠は決まっていますから、幾らまで保証されるかは。8割の方が府保証協会も並行して利用されてたという、そういう事実がわかりました。そして、大阪府と大阪市を、じゃ保証協会を一元化しようよということで、1つになったら組織の運営費、経費は落ちます、大体これが年間3億円ぐらい経費を落とすことができました。そして今、保証協会は大阪保証協会として一本化になりましたけども、保証の総額は伸びております。一部、今減ってきてます。というのは、今は銀行金利のほう安くなって、保証協会が保証しなくてもプロパー融資が伸びてるという部分があります。それから、これだけ少し景気の状態もよくなってきたんで、借りてるよりも返済しようという人も増えてまいりました。だから、全体

の保証協会の状況とすると、1つになったことで中小企業が資金需要に対して不利益になったとは思っておりません。

(司会)

申しわけございませんが、時間が少々迫ってきましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手のほうをお願いいたします。

そしたら、左のブロックの前列の一番後ろの方ですかね。マイクをお持ちします。

(市民)

ちょっとお聞きしたいんですけど、市長が二重行政の解消ということで何か具体的にやられたことということで私が印象に残ってるのが、住吉市民病院と府立の急性期ですね、これでいい病院づくりはるとということで解消されたと思うんです。住吉市民病院を廃止していい病院とお聞きしたんですけど、実際ね、このごろの報道も含めて聞いてますとね、何といいますか、橋下市長はたしか5億円浮くと言うてやりはったと思うんですけど、実際はことしの4月から住吉市民病院が何か分娩のほうを制限していくということだし、府立急性期のほうもね、何か来年は引っ越しもあって制限かけていくということになれば、この1年ぐらいね、私ら子どもできたときにどこで産んだらいいんやろうという心配がありましてね、市長さんが何か全部案内して、一人一人どこで分娩するんかもご案内してくれるというもお聞きしたんで、もうそれは絶対やってほしいですしね、二重行政とおっしゃいますけど、どっちも必要だったんじゃないかと、先ほど検証という話もありましたんでね、実際役割が違うから私はどうなんかなというふうに思っていますので、もう一度、市長さんに見解をね、お聞きしたいんです。よろしくお願いします。

(市長)

まず、住吉市民病院の分娩についてなんですけども、来年の1月、2月、3月、この3カ月間というのは分娩が停止になります。そのときに、大体これまで住吉市民病院でいくと50名ぐらいありますから、全部で150名ぐらい、これをどうするかということがあります。これについては当然、住吉市民病院に相談に行かれたときに、いや、これはもう分娩できませんから帰ってくださいとかそんなあほなことは絶対ありませんので、そうはさせない。じゃどうするかといえば、その期間に分娩される方については、近くの病院のリストをお示ししてこれがありますよと、そしてもしそこで見つからないのであれば、大阪市の健康局の電話番号もそこに入れときます、ここに相談してください、きちっと分娩ができるようなところを紹介するというところでやろうと思ってます。大事なことは、じゃ30年の4月以降どうなるんですかというふうにいると、30年の4月までは母子医療センターと合わせて50床、住吉市民病院が50床なんですけど、それが60床に増えます。だから、30年の4月以降で見ると実は分娩する床というのは増える、だからこれはむしろ安心していただきたいというふうに思います。それだけじゃなくて、母子医療センターではいわゆるハイリスク出産分娩、この機能、これを備えることになります。でするので、非常にリスクの高い方の分娩、母子、母体等もですね、性能の非常に高いレベルの高いその集中治療室とか母子医療の治療室とか、集中治療室から普通の一般病棟に行く途中の治療室とか、そう

いったものを強化するという形になりますんで、これはこのエリアのですね、分娩、小児周産期の機能は高まるというふうに思ってます。先ほどの3カ月の期間についてはきちんと紹介して、そういったことで分娩するところがないよというようにするのは、これは当然やっ払いこうというふうに思ってます。今、住吉市民病院で大体、大阪市入れて10億円ぐらい、毎年毎年10億円ずつぐらい入れてるということになりますけども、府市一体の母子医療センターになればですね、これはお金を出し合ってやるということになりますから、それは市の入れるお金もプラスがなくなるという形になりますし、分娩機能も強化されるということになりますから、ですのでそこはしっかりとやっていきたいと思ってます。

(松井大阪府知事)

住吉病院と大阪府の急性期医療センターとの統合で、今、府立の急性期のセンターのほうに、小児周産期、仮称ですけど、救急救命センターを整備してる。これも僕と橋下市長のときなんでちょっと説明させていただきますと、要はその病院、小児周産期というのは、箱だけでつくってもこれは、病院というのは成り立ちません。今、小児科、産科、このドクターが非常に減ってきてます。それはなぜかという、今、高齢出産、ハイリスク分娩、要は晩婚化によってそういう形になってくる、そのときに産科のドクター、小児科のドクターは非常に大きなリスクを抱えます。そこで、やっぱりいろいろと問題があるハイリスク分娩をすることによって母子ともに健康を保てなかった場合、そういうときにはやっぱり訴訟の対象になる、だから産科や小児科のドクターになり手が少ないんです。その人たちをどうサポートしていくかなんです。そういうハイリスク分娩のときには産科と小児科のドクターだけじゃだめなんです。要は、そのときに脳を診れる人、ほかの臓器を診れる人、心臓を診れるドクター、それからそれと同時に麻酔をきちっとかけられるそういうドクター、要はドクターの、今の小児周産期というのはチーム医療でハイリスク分娩を支えています。大阪府の急性期、皆さんが一番ご存じのように、府立急性期医療センターには、外科、脳のドクターも内科のドクターも麻酔のドクターもチームとして人材がそろっています。そこに大阪市立の住吉病院のドクターも入ってきていただいて、チームでこれから小児周産期のハイリスク分娩に備えていこうと、母子ともに健康で、生まれるときにそういう事故のないようにやりましょうよということで、機能を強化するというので、今、周産期の医療センターを急性期のところにつくったということです。だから何もお金だけの話でやったのではなくて、今の時代、要はそういうハイリスク分娩、晩婚化の、そのときに子どもと母体を必ず助ける、そのための機能強化ということでやりました。

(司会)

ありがとうございました。

そういたしましたら、時間に限りがございますして申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

すみません。意見募集・説明会の終了に当たりまして、お願いとお知らせを申し上げます。ご意見いろいろあると思いますので、お時間はどうしても限りがございますので、意見用紙のほうに書いていただければと思います。

今回の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞き

たい、ほかの会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

先ほど申しましたとおり、お配りした意見用紙のほうに、総合区制度、特別区制度に関する事など、ご意見いろいろとございましょうから、書いていただきまして、会場出口付近で回収いたします。また、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。お忘れ物のないように座席のまわりをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。